

北栄町買物支援事業に関する協定書

北栄町（以下、「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、北栄町内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（前提）

- 1 甲は、北栄町に住所を有する住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、買物支援事業（以下、「本件事業」という。）を実施している。
- 2 乙は直営店方式又はフランチャイズ方式によりコンビニエンスストア「セブン・イレブン」（以下、総称して「セブン・イレブン店」といい、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「加盟店」という。）を展開している。乙は、乙の推奨に応諾して、本件事業への参画に同意する北栄町内の加盟店とともに、本件事業の推進に協力をする。
- 3 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式を含むものであり、加盟店は乙と別途独立した事業主体であることから、加盟店に対して本件事業への協力を拘束することが困難であることを甲は十分に理解し、乙は、本件事業に参画する加盟店拡大に努める。

（目的主旨）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携をとり、協力して買物支援活動を実施することによって地域福祉の向上に寄与することを目的とする

（活動内容）

第2条

- 1 セブン・イレブン店は、店内での販売ほか、セブンあんしんお届け便（移動販売）、セブンらくらくお届け便（配達）等を通じて地域の買い物支援に取り組む。
- 2 甲は、加盟店に対し、買物支援に関連する情報の提供、助言、研修活動等の支援を行う。
- 3 甲及び乙は、過疎地域へのセブン・イレブン店舗の出店、過疎地域における店舗運営について相互に協力し、必要な支援や助成について検討し実施する。

（個人情報の保護）

第3条

- 1 甲、乙及び加盟店は、買物支援活動に関して知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、買物支援事業を終了した後も同様とする。
- 2 甲、乙及び加盟店は、買物支援活動に関して知り得た個人情報を本事業以外の目的に利用してはならない。また、買物支援事業を終了した後も同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から1年間とする。但し、本協定書の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対し書面により特段の申し出を行わないときは、同一条件で有効期間の満了日の翌日から更に1年間更新されるものと

し、その後も同様とする。

（本協定書の破棄）

第5条 本協定書は、甲乙協議の上、終了させることができる。

（疑義の決定）

第6条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項又は本協定書に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2026年4月17日

「甲」 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
町長 手嶋 俊樹



「乙」 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 阿久津 知洋

